

議案第 35 号

上越市介護保険条例の一部改正について

上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成 12 年上越市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号中「2 万 1, 4 0 0 円」を「1 万 5, 6 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 万円」を「2 万 3 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「4 万 1, 7 0 0 円」を「3 万 9, 7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 8 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。